

令和4年度第1回宮城県多文化共生社会推進審議会 会議録

日時) 令和4年6月6日(月)

午後1時30分から2時50分まで

場所) 宮城県庁行政庁舎4階 特別会議室

■出席委員(50音順)

市瀬智紀委員, 金才努委員, 小松崎あんな委員, 竹内ひとみ委員, 針生英一委員,
藤田祐子委員, 横山広佳委員, 渡部留美委員

■欠席委員

石川真作委員, 佐藤金枝委員

■事務局出席者

千葉隆政 経済商工観光部長

渡邊浩幸 経済商工観光部国際政策課長

石橋純一 経済商工観光部国際政策課副参事兼総括課長補佐

【1 開会】

【2 委嘱状交付】

【3 あいさつ】

【4 出席者紹介】

【5 議題】

市瀬会長

「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」に基づく「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」では、国籍、民族の違いにかかわらず、誰もが活躍できる宮城県を作っていく活動を推進しているところです。

そして、この「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」は、今年度と来年度の2年を残すのみとなっております。翻ってみると、新型コロナウイルス感染症の影響で、ここ2年間程、外国人の県内での活動といったものは、抑制傾向にあったわけですが、今年の4月から、研修生、留学生を始めとして、たくさんの外国籍県民の方が宮城県に戻ってきているところです。

そうした中で、現場にいる私たちは、どのように支援して、対応していったらいいのか、本当に手探りの状況である、というところが現状だと考えております。

本日は、本年度の第一回審議会ですが、今年度の計画では、例えば技能実習生の特定技能への転換ですとか、或いは地域日本語教育の推進に関する事業等、大きな事業も抱えて新たな方向性を示す、そういった事業の展開について議論することになるかと思えます。是非、各委員の御知見を披露していただき、より良い多文化共生推進に資することができればよろしいかと考えているところです。

それでは議事に入らせていただきます。議事事項の1「令和3年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策について」及び議事事項の2「令和4年度多文化共生推進事業について」、関連がございますので、一括して事務局からの説明をよろしく願います。

事務局

改めまして、国際政策課長の渡邊と申します。私のほうから、資料に基づいて説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料1「令和3年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策（概要版）」を御覧ください。これから御説明させていただく内容は、「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」第21条の規定に基づき、県議会にも報告する内容となっております。

それでは、令和3年度の主な取組や新たな取組について、いくつか御紹介させていただきます。「1 令和3年度多文化共生施策の概要」「(1)「意識の壁」の解消」ですが、「①多文化共生シンポジウム開催事業」についてでございます。本事業は、加美町と共催で「多様な人材が支える地域の未来」をテーマに、「多文化共生シンポジウム in 加美」を開催し、57人の参加を得られました。また、当日の記録を作成し、加美町の全世帯及び町内の企業に周知しております。委員の皆様には、記録作成時に送付させていただきましたが、本日改めて配布しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、「(2)「言葉の壁」の解消」でございます。始めに、「多文化共生におけるコミュニケーション支援事業」についてですが、近年、外国人県民は増加傾向にあり、コロナ禍における影響はあるものの、今後更なる増加や多様化が見込まれております。このような状況の中、外国人県民が地域で自立した生活を送るためには、生活環境の整備、とりわけコミュニケーション支援が重要であると考えており、宮城県国際化協会に委託し、外国人支援として、日本語講座の未開設地域や、交通の便が悪く、日本語講座に通うのが難しい地域で、ICTの活用等による日本語学習支援を実施いたしました。また、日本人側からのコミュニケーション手段として、近年注目されております「やさしい日本語」の研修会を、市町村職員のほか、地域で外国人県民と接する機会の多い県民を対象に県内3か所で実施しました。

次に、「③新型コロナウイルス感染症関連情報の多言語情報発信強化事業」です。こちらは令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症関連情報を含めた、在住外国人が必要な情報を、正確かつ迅速に入手できるよう宮城県国際化協会のホームページ及

び宮城県ホームページの新型コロナウイルス感染症サイトにて、緊急事態宣言や県民への要請、ワクチン接種に関する情報等の発信を、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、やさしい日本語で行いました。

次に、「(3)「生活の壁」の解消」でございます。始めに、「①みやぎ外国人相談センター事業」についてですが、外国人県民やその家族の日常生活全般の悩み解消を図るため、多言語による相談窓口として設置しております。外国人相談センターに寄せられた相談件数は、令和3年度は302件と、前年度よりは減少したものの、例年の約1.2倍となっており、相談内容についても医療や雇用・労働等、新型コロナウイルス感染症に関連する相談が多く寄せられている状況です。

次に、「②新型コロナウイルス感染症に関する受診・相談センター及び副反応相談センターの多言語対応」でございます。本事業は、令和2年度からの継続事業でございますが、県が設置している新型コロナウイルス感染症に関する受診・相談センター、それから、昨年7月に開設された副反応相談センター、この2つのコールセンターに外国人県民から相談があった場合、多言語での相談対応が可能となるよう、相談者、コールセンター、通訳オペレーターの3者間通話で多言語相談ができる体制を整備しており、令和3年度は156件の対応がありました。

次に、「④外国人コミュニティリーダーとの意見交換」についてでございます。本事業は、知事が様々な分野で活躍する外国人県民から直接意見を聞くことにより、外国人県民が地域で暮らす上で効果的な施策を検討していくため座談会を開催したものです。参加者からは、活動場所の確保や、外国人県民への情報提供、外国人県民の県内就職への支援などについてさまざまな御意見をいただきました。

続いて、「2 宮城県多文化共生社会推進計画の評価指標における進捗状況」について御説明いたします。2頁を御覧ください。

第3期計画の3年目にあたります令和3年度の実績につきまして、7つの指標により評価し、令和5年度計画値に対する達成率を記載しております。

なお、指標に係る各市町村からの報告の詳細につきましては、別に配付しております参考資料1「令和3年度市町村の多文化共生社会推進計画の評価指標等に関わる取組」で、市町村の具体的な取組をまとめておりますので、後ほど御覧ください。

始めに、評価指標1「多文化共生啓発事業を実施している市町村数」についてでございます。令和2年度よりも実施市町村数が増え、7市町村となったものの、新型コロナウイルス感染症の影響が引き続き大きく、10市町で事業を中止したことから、令和5年度目標値に対する達成率は20%となっております。

次の、評価指標2「多文化共生に関する説明会等に参加した県民の数」についても、やはり新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、開催した場合であっても、入場制限等の感染防止対策がとられていたことから参加者数が伸び悩み、昨年度実績は212名、令和元年度からの累計値は772名、令和5年度の目標値に対する達成率は33.6%

となっております。

次に、評価指標3「多言語による生活情報の提供実施市町村数」についてですが、令和3年度の実施市町村は29市町村で、令和5年度の目標値に対する達成率は82.9%、令和2年度から、3市町増加、1市減少、合計で2市町増加となっております。

次に、評価指標4「日本語講座など日本語学習支援及び関連する取組を実施している市町村数」についてですが、令和2年度よりも日本語講座を設置している市町村数が1市減少したほか、令和2年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症等の影響により休止している市町が3つあったことから、令和5年度目標値に対する達成率が28.6%となっております。

次に、評価指標5「外国人相談対応体制を整備している市町村数」ですが、令和3年度の実施市町村は13市町村で、令和5年度の目標値に対する達成率は86.7%、令和2年度から、4市町増加となっております。

次に、評価指標6(i)「技能実習を除く外国人雇用者数」についてですが、前年度から110人増加し、9,496人、達成率は79.1%となっております。

次に、評価指標6(ii)「外国人労働者に係るセミナー・研修会等に参加した事業所数」についてですが、令和3年度の参加事業所数は67事業所、令和元年度からの累計値は617事業所となり、達成率は41.1%となっております。なお、昨年度も、外国人材マッチング支援事業において、企業向けセミナーを実施しておりますが、コロナ禍に対応した常設型オンラインセミナーだったこともあり、正確に参加事業所数を計測することができなかったため、オンラインセミナーの閲覧者数は実績値から除外しております。

最後に、評価指標7「文化・習慣等の相互理解の促進に係る取組の参加者数」ですが、令和元年度からの累計値が3,226人となり、達成率が92.2%となっております。達成率は、他の指標に比べ、高い数値となりましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため事業実施を見直した自治体が多く、11の事業が中止となっております。評価指標における進捗状況については、以上でございます。

続きまして、資料2「令和3年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策」については、先程御説明した内容の詳細となっておりますので、後ほど御覧ください。

次に、資料3「令和4年度多文化共生推進事業について」を御覧ください。こちらも、3つの壁ごとに、それぞれの事業を記載しておりますが、令和4年度の新たな取組について御説明させていただきます。

まず、「2「言葉の壁」の解消事業」の「(1)地域日本語教育体制構築事業」についてでございます。この事業は、文化庁の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用し、外国人県民が、自立して充実した社会生活を送っていくために重要な日本語教育体制の構築に向けた取組を、令和4年度から令和6年度までの3年間に渡り、

実施していくものです。具体的な取組といたしましては、有識者による総合調整会議を設置し、日本語教育推進施策の協議を実施するほか、日本語学習支援者の新規養成や、スキルアップ研修を実施します。また、日本語学習支援が行われていない空白地域解消のためのICT等を活用した日本語講座の実施、地域で講座の運営を行う中核的な人材等を対象とした会議の開催による県内各地の日本語講座間のネットワーク構築、日本語講座への理解を深めることを目的とした研修会や交流会の開催等を実施してまいります。あわせて、「やさしい日本語」に関する研修会も引き続き実施いたします。

次に、「3 「生活の壁」の解消事業」でございます。これまで、企業相談窓口の設置や合同企業説明会、企業訪問ツアー、交流会等を実施してきた「(5)外国人材マッチング支援事業」については、外国人材活用に意欲的又は先進的な企業を、モデル企業として5社ほど選定し、広く周知・広報をしていくなど、県内企業の目に触れる機会をより多くつくっていくこととしております。

次に、「(6) 外国人材高度化転換支援事業」でございます。県内では技能実習生が多くの企業で活躍しているところですが、実習終了後も引き続き宮城県に在留を希望する技能実習生を対象に、県内企業への就労を前提とした特定技能への転換を支援することで、継続就労へのモチベーションを向上させるとともに、各企業の戦略に沿った外国人材への高度な役割と活躍の場を提供し、人手不足の解消と人材流出対策につなげていきたいと考えております。事業内容としては、技能実習生の県内定着や在留資格の転換に向けた意向調査を、技能実習生と受入企業の両方に行い、課題を把握した上で、県内企業へのアドバイザー派遣やセミナーを実施していくこととしております。

最後に、「4 県民アンケート事業調査事業」でございます。次の第4期多文化共生推進計画の策定を進める上での基礎データとするために、18歳以上の外国人県民1,890人及び日本人県民2,000人を対象に意識調査を実施するものでございます。この調査結果は、次期多文化共生社会推進計画を策定する際の参考にして参りたいと思います。なお、調査実施にあたりまして、委員の皆様にも、調査項目等について御意見を伺いたいと思っておりますので、その際は御協力をよろしくお願いいたします。資料3については、以上でございます。

資料についての事務局からの説明は以上となりますが、参考資料といたしまして、本日、3種類の資料をお配りしております。「参考1」につきましては、令和3年度に各市町村において取り組まれた多文化共生関連事業について、記載してございます。「参考2」につきましては、法務省の在留外国人統計の公表データになりますが、こちらは、令和3年12月末のデータが未公表ですので、令和2年12月末データとなっております。「参考3」につきましては、第3期多文化計画の概要版となっておりますので、それぞれ、後ほど御覧いただければと思います。事務局からは以上です。

市瀬会長

渡邊課長，ありがとうございます。議事事項の1「令和3年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策について」及び議事事項の2「令和4年度多文化共生推進事業について」，一括して事務局から御説明いただきました。

それでは質疑に移りたいと思います。只今の説明に対して，まずは，疑問や御不明な点，もう少し説明を頂戴したい部分がありましたら，どうぞお手を挙げて御発言ください。よろしくお願いします。

竹内委員

宮城労働局の竹内です。丁寧な御説明ありがとうございます。昨年度の実績についていくつか質問させていただきたいのと，今年度の予算等についても教えていただければと思います。

まず，昨年度の実績の方で御説明がありました，資料1の「(3)「生活の壁」の解消事業」のところで，「みやぎ外国人相談センター設置事業」の実績の御紹介がありましたが，外国人県民やその家族から，雇用や労働についても御相談があったということで，その主立った内容について，分かる範囲でよろしいので教えていただけないでしょうか。また，同じく「(3)⑤外国人材マッチング支援事業」で，企業の相談窓口を設置されているということですが，資料2の12ページ，企業相談窓口の運営の記載のところで，相談件数162件と記載されておりますが，企業側からどのような相談があったのか，こちらもわかる範囲で教えていただければ，我々にとっても大変参考になるかと考えております。

また，資料3の令和4年度の事業に関して，御説明を聞き漏らしていたら申し訳ないのですが，令和4年度は，「2「言葉の壁」の解消事業」で，「地域日本語教育体制構築事業」を新規で始められていますが，昨年度は「多文化共生におけるコミュニケーション支援事業」という事業があり，こちらも昨年度の新規事業だったと思いますが，具体的に，移行して何が新しくなったのか，というところを教えていただきたいと思っております。以上です。

市瀬会長

御質問ありがとうございます。以上3つの御質問に対して，事務局から回答をお願いいたします。

事務局

一点目，みやぎ外国人相談センターの相談内容についてですが，一番多かった相談内容が，コロナ禍ということもあり医療関係，それから，雇用・労働についての相談が二番目に多かったのですが，相談内容としましては，やはりコロナに関連して，仕事がな

くなり生活が厳しいので何か支援が受けられないかですとか、解雇されたので就職先を探したいがどこに相談したらよいか等の御相談がありました。

それから、マッチング支援事業の企業相談の内容についてですが、自分の会社で採用できる在留資格や申請手続き、採用後のフォローや育成体制について御相談がありました。そのほかに、人口減少を抱えて外国人材の活用も考えたい、日本国内の市場がシュリンクしてきているので海外展開していきたい、そのような理由から外国人の登用を考えてはいるが二の足を踏んでいる、そのような企業の御相談もございましたので、このマッチング支援事業の中で、例えばセミナーや相談会、それから、出張して相談を伺いに行くということもしております。そのような対応をすることで、不安の解消を図ってきたところでございます。

それから3点目、言葉の壁の解消事業で、昨年度のコミュニケーション支援事業と今年度の地域日本語教育体制構築事業の違いについてですが、これは、令和3年度のコミュニケーション支援事業をリニューアルしたような形になるのですが、今年度は文化庁の補助事業に申請し、採択していただきましたので、文化庁の補助金を活用して、これまでの取り組みの他に、総合調整会議という有識者を集めて地域日本語教育体制を推進していく方針を決めるための会議を設置したり、各地域の日本語教育をフォローしていくため、統括コーディネーターや地域コーディネーターを採用して、支援を行っていきます。それから、昨年度も実施したICT活用した日本語教育等を今年度も引き続き実施してまいります。以上でございます。

市瀬会長

よろしいでしょうか。それでは、他の委員の方で何か御質問があればよろしく願いいたします。それでは藤田委員よろしく願いいたします。

藤田委員

今、説明を色々いただいて、県で色々な事業をしていて、どのくらいの方が参加して、達成率が何%で、ということをお教えいただいたところだと思いますが、事業をこれだけ開催してこれだけ参加した、という数字の把握のほかに、事業自体を、参加した外国人住民だったり、児童生徒向けの啓発などもあるということなので、授業に参加した児童の側がどういうふうに捉えたか、どのような趣旨があったか、というところの検証が不可欠だと思います。

こういう趣旨で事業をやったら、非常にそれが浸透して、参加した方の意識なり環境が従前と変わったとか、このような成果があったとか、逆に、こういう意図でやってみたが、このやり方ではあまり思ったような成果は上がらなかったとか、そういう色々な結果があると思います。前はこうだったが、今回はこうなった、とか、意外にこうならなかったとか。参加した方からこのような声があって、更にもっとこのようなことを希

望する、とか。実施した事業内容が、どのように受け手の方に届いて、どのような点が改善になったか、どのような点が課題として残ったかというのを、どのような体制で検証しておられて、それをどのように、次年度の事業に反映させるのか、そのあたりの体制や内容について、例で良いのですが、こういう例があってこうやっている、というようにところを教えていただければ、具体的に、こちらはこの事業をどうやっているのか意識しやすくなると思うので、そのあたりのところを教えていただければと思います。

事務局

藤田委員がおっしゃったことは、まさにその通りだと思います。

行政は事業をやったら、やったことに満足して終わり、ということもございますので、独りよがりにならないよう、住民側、それを受け取る外国人側がどう捉えているかという検証は当然不可欠だと思ってございます。

支援の最前線で接しているのは、基礎自治体である市町村になりますので、市町村を訪問してヒアリングなどを実施しております。毎年、全ての市町村を訪問することは難しいので、3年間で35市町村を回るサイクルで実施していますが、市町村の相手方も、国際担当だけではなく、例えば保健師の方や住民票の窓口の方など、外国人住民と接する部門の方にも同席していただいて、ヒアリングを実施してございます。

昨年度からになります。知事が直接、コミュニティのリーダーになっているような外国人県民の方と意見交換をする機会、そのような場を新しく設けました。今年度も同じような取り組みをする予定でございますが、昨年度は、中国人のコミュニティの方、アフリカ協会の方、ネパールの協会の方、3名をお呼びして、知事と意見交換をしました。そういった中で、活動の場がなかなかつけれないとか、学校や行政からの通知が日本語ではわかりづらいので、例えば英文に翻訳できるように、データで見られるQRコードをつけてほしいですとか、そういった情報の伝達の仕方、或いは就労の支援、そういった話を伺いました。生の声を聞いたので、そういったところをどう解消していくか、というところは今年度、引き続き宿題になっておりますけれども、そういった意見を聞いてございます。

それから、今年度は次期多文化共生計画の策定にあたって、県民アンケートを取る予定にしております。前回、5年前に県民アンケートを実施した時は、外国人の方を対象にアンケートをとりましたが、今回は、外国人だけではなく、日本人の県民の方も対象に、アンケートを実施する予定にしております。その内容につきましては、審議会の委員の皆様のお意見も伺いながら、アンケートの実施を考えていきたいと考えてございます。以上でございます。

市瀬会長

ありがとうございました。

事業ごとに、フィードバックと申しますか、アンケートをとっている事業もあると思います。シンポジウムや、或いは、相談センターの対応に対するフィードバック。中には、そういうフィードバックのない事業もあるかと思っておりますので、評価、それからそれをどう改善していくかということ、御助言いただいたところなので、改善に役立てていければよろしいのかなというふうに思いました。そのほか、いかがでしょうか。

小松崎委員

現在、東京都から依頼を受けて、ウクライナからの避難民向けの資料を翻訳しております。それから、仙台のタウン誌もウクライナ語に翻訳していますが、とても難しいです。私の両親はソ連育ちなので、祖母とはウクライナ語で話しますが、両親とはロシア語で話しますので、ウクライナ語の翻訳はとても難しいです。

皆さんも御存じかもしれませんが、2月に河北新報に私の記事が載りました。私はとても悲しいです。いつ戦争が終わるのかわかりませんが、本当に平和でいてほしいです。日常に戻りたいです。戦争だけはやめてください。

市瀬会長

小松崎委員、ありがとうございます。委員の皆さんにとって今、一番、お話を伺ったかったロシアとウクライナの間、その間に立って色々と御苦労されて、そして、御支援もされているというお話を伺うことができ、ありがたいです。

この会のみならず、仙台観光国際協会や、県国際化協会においても、このウクライナの課題というのは、委員の皆さんが本当に興味を持って、心を寄せているところだと思っています。今、話題が今般のヨーロッパ、ロシアを巡る状況に移りましたので、本日、卓上に情報をいただいております、これは宮城県としてできる事例、御支援の一つの部分にすぎないかもしれませんが、竹内委員が御準備いただいたということで、少し御説明いただけないでしょうか。

竹内委員

小松崎委員、貴重なお話、本当にありがとうございました。今のお話を伺っていて、この施策が本当にどのくらい役に立つのか分からないのですが、宮城労働局、厚生労働省といたしましては、ウクライナ避難民の方の就労支援を行っておりますので、この機会に少し御紹介をさせていただければと思います、資料をお持ちいたしました。資料は全部で5枚になっております。

まず、ウクライナ避難民の方ですが、5月18日現在で995名の方が既に日本に入ってきておられます。ハローワークといたしましても、自治体の方からどういった支援策があるのかとか、ハローワークと自治体で協力できることがあるか、ということで、宮城県内の全自治体の方に連絡をさせていただいております。また、大学の方も、東北

大学ですとか、あとは高校でも、仙台育英学園ですとか、受け入れを始めているようなところもありますので、そういったところの情報収集と、就労支援になった時の協力ができるかと、というような取り組みをまず1番目としてさせていただいております。

2つ目といたしまして、入管の方から、支援を申し出ている企業のリストを労働局の方にいただいております、そのリストを基に、こういった就労支援を具体的にできるのかということで、一つ一つの企業に、ハローワークの方から、また労働局の方から連絡を取って情報収集しているところです。実際に、入国した直後は「短期滞在」ということになるんですが、その後、切り替えると働くことができる在留資格になりますので、そうなった際に就労支援のお手伝いができるようにということで、後ろに3枚、資料をつけております。日本語版、英語版、ウクライナ語版のリーフレットになりますが、仕事の相談はハローワークで無料でできます、という御案内をさせていただいております。また、ハローワーク仙台の方に、毎週木曜日、英語の通訳を配置しています。それから、メールでの相談は何語でも受け付けておりますので、そういった御案内となっております。こちらのリーフレットを3種類セットで、各自治体の方にも配布をさせていただいておりますので、委員の皆さんも周知できる場所がございましたら、周知に御協力をお願いできればと考えております。

一番後ろのリーフレットは、ウクライナとは別のものなのですが、最近、宮城ではないのですが、仕事を探してる外国人や外国人留学生の方が、仕事を紹介してもらったらお金を取られた、といった事案が発生しております。本来であれば、職業紹介を民間会社がやった場合でも、仕事を探している求職者の方からお金を取るということはありませんので、もしそういうことがあった場合には、労働局に御連絡いただければ、こちらの方で調査指導させていただきます、ということの周知のリーフレットになっております。私の方から、簡単ではありますが以上です。

市瀬会長

竹内委員、ありがとうございます。ハローワークが行っているウクライナ避難民支援及び外国人留学生に向けての周知事項を御紹介いただきました。今、情報提供いただいたことについて、何か御質問等はございますでしょうか。

渡部委員

最後におっしゃった、仕事を探している外国人留学生が、仕事を紹介してもらおうとお金を取られるという話があるというお話がありましたが、外国人に限らず、東北大生でも、最近、正式に紹介したり、アドバイスをしたりというのを、教育機関でもたくさんやっていますよね。東北大学でもキャリア支援センターがあるのですが、そういうところを利用せずに、何か、民間のビジネスになっているみたいなのですが、それは大丈夫なのでしょうか。有名な教育機関がたくさんやっていますよね。

竹内委員

お金のとり方が問題なのだと思います。職業紹介をした時に、求職者側からお金を取ってはいけない、というのは、外国人だろうと日本人だろうと同じになっておりまして、本当に一部の特例を除いて、基本的に禁止されております。紹介した時に会社側からお金を取るということはありませんが、基本的に、求職者からお金を取ることは禁じられています。今のお話で、もし学生がお金を支払っているとする、例えばセミナーの料金であったりとか、就職の準備段階で色々と教えてもらえる講習会の代金であったりとか、そういった費用なのではないかと思いますが、もし仮に、職業紹介のところでお金を取っているようであれば、情報提供をいただければと思います。

渡部委員

ありがとうございます。私の誤解かもしれません。

市瀬会長

どうもありがとうございます。それでは、令和3年度と今年度の事業の話に戻りたいと思います。ここまで、マッチング事業、コミュニケーション支援事業、それから事業全体の評価に関する御質問をいただいたところですが、他に何か令和3年度、4年度の事業について、御質問はありませんか。

針生委員

外国人相談センターについて、御質問させていただきます。窓口には様々な相談が寄せられるだろうと思うのですが、やはり窓口だけでは対応できない、色々な問い合わせがあろうかと思えます。その際に、資料には専門窓口の紹介という記載があるのですが、窓口でわからないことは、専門窓口の方に紹介すると。その時に、その専門窓口が多言語で対応できる窓口なのかどうかということと、そこに対するフォローや結果の報告、共有、そういった仕組みがあるのかどうか、その辺りを教えていただけないでしょうか。

事務局

外国人相談センターについては、平成16年から設置して、宮城県国際化協会に委託して対応していただいております。仙台市については、仙台観光国際協会、SenTIAで対応していただいておりますが、専門的な部分については、仙台弁護士会や行政書士会等と連携をして対応しております。専門機関を紹介した場合、相談センターの職員が出向いて対応しているわけではなく、トリオフォンなどを活用して、間を繋いで対応したり、言語についても、相談センターは13言語で対応しておりますが、国際化協会の相談員だけでは対応できない言語については、外部の多言語コールセンターを活用しながら対応しているところでございます。

市瀬会長

よろしいでしょうか。それでは、少し私の方からも質問させてください。

先程の外国人の相談体制というところで、昨年度、評価指標の達成率が上がった項目があって、それが外国人相談体制の充実と、多言語による生活情報の提供の部分になっております。中身を見させていただきますと、自動翻訳機を利用したり、ホームページを多言語化したり、ICTで対応している部分が増えているように思いますが、一方で、もしそれがICTで対応可能であるのならば、もっと普及してもいいのではないかと、例えば、ポケトークの事例が出ていますが、iPadの活用が進んでもよろしいのではないかと考えたところです。

もう1点は、外国人相談体制で、MIAの外国人支援通訳サポーター制度を活用している市町村があるのですが、ということは、MIAが全市町村と連携すると全市町村で応じられるということですし、もしそうでないとすると、それは不可能なのか、ということですね。つまり、このMIAの活用というのは、どの程度、この常設の外国人相談体制とリンクしているのか、そこを質問させていただきました。

事務局

今は、便利なAIの自動翻訳機、アプリも活用できたり、本当に便利な世の中になってきています。国際化協会の方でも、そういったものを何台か用意してございますし、それから、ウクライナの関係もございますので、県の方でも、現在検討中でございます。生活の支援は基礎自治体の方でやっていただいておりますが、ウクライナ語を話せる方が県内には殆どいないので、言葉の問題への対応ということで、県でもAIの自動翻訳機を導入することについて、検討しているところです。各自治体の相談体制についても、ICTを使っているものも当然ありますが、県の国際化協会の方で通訳サポーターの派遣制度もございます。直接、現場を訪問してフォローを行うこともやっております。例えば、名取市はMIAのサポーター制度を活用しながら、相談対応をしているというのもございますので、我々も各市町村にPRをしていきたいと思っております。相談窓口がないと、地域住民がわざわざ仙台に出向いて相談するということになってしまうので、MIAの通訳サポーター制度について、活用事例も紹介しながら、広めていきたいと考えております。

市瀬会長

どうもありがとうございます。たぶん、市町村はニーズがないと思って開設してないと思っておりますので、普段はニーズがなくても、自動翻訳機等であれば、もしニーズが発生した時に対応できると思っておりますので、ぜひ普及をよろしく願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。産業・労働関係の話題が複数出ましたので、教育現場の話も頂戴できればと思っておりますが、横山先生いかがでしょうか。

横山委員

仙台市立国見小学校国際教室の横山です。国見小学校では、日本語指導が必要なお子さん達に、国際学級で日本語の指導を行っています。今年度は新学期に11名の外国籍のお子さんが新しく入ってきましたが、その11名全員が、日本語がゼロの状態です。保護者の方もそうです。現在、国際教室では21名の生徒に日本語を指導しています。私のほかにもう1人教員がおりますが、なかなか手が回らない状態で、日本語指導の大切さや需要を非常に感じているところです。

子どもは、時間が経てばだいたい日本語を覚えていくのですが、保護者の方々は子どもよりも日本語を身につけるのに時間がかかって、困っている状態であるのかな、と感じているところです。日本に来たばかりで、色々な国の保護者がいらっしやるんですけども、最初はどうしても孤立しがちなようでして、学校のことはもちろん、学校には関係のない暮らしの相談なども、子どもの相談とあわせて、私にしてくるようなことがあります。

それから、PTAの保護者の方々から、今年度は外国籍のお子さんと保護者が多いので、PTAから出すお便りも多言語化してみようというお話があって、そういった取組も行いました。多言語化したお便りで、七夕の飾りを作ろうというイベントをお知らせしまして、ちょうど今日、子供が授業を受けている間に、保護者はPTA会議室に集まって、七夕の飾りを作るという活動を行いました。もちろん言葉はお互い、全く通じないのですが、身振り手振りでやりとりをしたりとか、簡単な日本語、もしくは簡単な英語で、どれぐらいの大きさに切るとか、何枚切るだとか、何センチに切るとか、そういうやり取りしてる様子を見てから、こちらの審議会に参りました。これまで、外国人と日本人の保護者同士が繋がる機会であったり、外国人同士で繋がる機会というのがあまりなかったのも、そういったことが学校の中でもあると良いなと思いましたが、事業の中でも、そういった取組があると思うので、すごく良いと思いました。

特に、資料3の今年度の事業について、地域日本語教育体制構築事業を新規事業で行うとありますが、外国人の保護者と交流してみたい、という保護者の方はたくさんいるのですが、どのようにコミュニケーションとったらいいいのか悩んでいるという方が多いようです。やさしい日本語はどのようなものか等、そういう事業は色々なところで必要なかなと思っております。もちろん、国見小学校は国際教室がずっとあるので、外国籍の子どもがいることに慣れている子どもも多いですし、保護者の皆さんにとっても当たり前の状況になっているのですが、仙台市内でも、外国籍の児童がいる小学校が点在しているようでして、各学校に外国籍の児童が1人、2人いる学校がすごく増えてきているという話を聞きました。そういった学校では、なかなか受け入れる体制がなかったり、保護者に対する支援や、子どもたちに対する支援がなかったり、仙台市ではない非都市部の学校では、よりなかなか支援が届かない、という話を聞いておりますので、こうい

った事業を進めていただけることは、良いのではないかと考えております。

また、継続事業の啓発ツール作成事業についても、子ども向けにも、また教員向けにも作っていただけるということで、それもすごく良い取組だと感じております。国見小学校の話になるのですが、全部で21クラスか22クラスあるのですが、特別支援も含めて、20クラスに外国籍児童が在籍しているのですが、担任教員もなかなか手が回らないところもあるので、多文化共生啓発について、出来ている先生と、出来ていない先生がいますので、そういった啓発ツールを一律で作成していただくと、すごく良いと感じました。

事務局

どうもありがとうございます。2年前に、県国際化協会に委託をして、日本語教育のあり方について調査してもらったことがございました。その結果を見ると、外国人の方は、日本語教室に行くというよりも、半分くらいの方は、アプリを活用したりだとか、既存の教育の動画等で勉強してる方も結構多くいらっしゃいました。ただ、先程、七夕づくりの交流の話もございましたけど、やはり対面で行うことによって、交流の機会が増え、お互いの文化、言葉もそうですけど、考え方、そういった違いも共有できる場所もありますし、東日本大震災の時には、避難場所ではないのですが、日本語教室がセキュリティの面でも機能したというような調査結果もございますので、日本語教室はやはり必要な場所なのだと考えておりますので、地域日本語の活性化に向けた取組を、やっていきたいと思っています。また、この事業では、やさしい日本語の研修も強化することにしていきます。これは、東京都の国際化協会の調査結果ですが、在住外国人は、母国語や英語で話されるよりも、やさしい日本語で話された方が理解できる、という回答をされた方が76%もいるという調査結果もございます。やさしい日本語は、外国人向けのコミュニケーション手段として、すごく大事な取組だと思いますので、強化して実施したいと考えてございます。

国見小では、昔から国際関係の支援体制を整えられてるということですが、先程の千葉部長からの挨拶でもありましたが、これからどんどん入国制限が緩和されて、技能実習生とかも増えてくると思いますし、観光客も戻ってきて、在留外国人が増えていく中で、学校における体制についても強化していかなければいけない問題であると、我々も認識してございます。教育制度の問題にも繋がるので、横山委員からお話があった点については、後ほど県の教育委員会にも共有して、しっかり対応していきたいと思っています。

金委員

宮城県国際化協会では相談員の仕事をしています金と申します。実際に、現場で韓国語の相談はそこまで件数は多くはありませんが、やはり、コロナだけではなくて、生活の面で困ってること、法律関係の相談を受けたことがあるのですが、法律のことについては、

私はもちろん専門ではないので、専門機関に繋いで、助けてもらえていると思うのですが、やはり、同じ国民として、困っていることを解決する、最後まで見届けたい、という個人的な気持ちが結構働いてしまいます。もちろん、実際に個人的な連絡を取ったりすることはしませんが、専門機関に繋がった後、相談者の方が問題を解決できたのかどうか、知りたい気持ちもすごくありますが、相談者によっては、あまり知られたくないという人ももちろんいると思います。

実際に現場で、この仕事をしながら、生活の壁の部分において、宮城県国際化協会がすごく大きな役割を果たしてくださってるので、外国人の一人としてとても感謝する部分ではありますが、最後まで問題が解決されているのかどうか、現場にいながら、気になっているところもあります。個人的な考えで、もっと最後までちゃんと知りたいという気持ちがありますが、そこまでは出来ないところが、時にはもどかしい気持ちになることもありました。

市瀬会長

はい、どうもありがとうございます。相談センターに寄せられた相談が、そのままになってしまっているのではないか、或いは、先ほど針生委員から御質問がありました、専門家に繋いだ時に、その先どうなっているのか、それは個人情報の問題でなかなか追求できていないというお話でした。

それでは、ほかに御意見や御質問はありますでしょうか。それでは、議事については、これで終了させていただきます。進行について事務局にお戻しさせていただきます。

事務局

市瀬会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

最後に、「その他」といたしまして初めに事務局から次回開催予定についてご連絡いたします。

次回の審議会でございますが、来年2月頃の開催を予定しております。時期が近くなりましたら、改めて御連絡させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

渡部副会長

今年度の県民アンケートの実施はいつ頃になりますか。

事務局

冬にアンケート調査を実施する予定としておりますが、設問について、早ければ来月、委員の皆様のご意見を伺いたいと思っておりますので、ご協力よろしく願いいたします。

その他ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、本日の多文化共生社会推進審議会を終了いたします。本日はお忙しい中どうもありがとうございました。